

少子・高齢化対策特別委員会の中間報告

本委員会は、令和5年第4回定例会において設置され、以来、前期における少子・高齢化対策特別委員会の成果を踏まえながら、高齢化対策、少子化対策について、調査を続けてきた。

調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

なお、付託を受けた案件については、いずれも多くの課題が残されているため、今後も積極的に調査・検討を進めていく必要がある。

1. 高齢化対策に関する調査

高齢化対策については、「福岡市保健福祉総合計画」に基づく高齢者保健福祉施策の実施状況等について調査を行った。

本市における高齢化率は、団塊の世代が75歳以上となる2025年には22.8%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には27.8%になると見込まれている。また、高齢者の単独世帯は今後も増加し、2020年の8万2,000世帯に対し、2025年には1.4倍の11万3,000世帯に、2040年には2.2倍の18万2,000世帯になると見込まれている。さらに、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数も増加し、要介護認定率は2025年度には21.0%、2040年度には23.7%、認知症の人の数は2040年度には2020年度の1.7倍の約6万5,000人になるとの予測が示された。

令和3年度から8年度までの6か年の計画である「福岡市保健福祉総合計画」の高齢者分野では、「高齢者が年齢に関わらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもっていきいきと活躍することができ、医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会の実現」を基本理念として、5つの基本目標を掲げ、施策を推進していくこととしている。基本目標に基づく主な取組として、「地域包括ケアの推進」に関しては、市民、関係機関、行政などが連携し、地域包括ケアの取組を進めるとともに、各地域の社会資源など多様な地域の特性を踏まえながら、支援の充実を図っていくとの報告を受けた。「安心して暮らせる基盤づくり」に関しては、少なくとも2040年までは増加すると見込まれる介護職員の必要数について、国や県と役割分担・連携をしながら、中長期的な視点で着実な確保や新たな担い手の発掘に取り組み、民生委員活動の支援充実や、地域の支え合いに企業や民間事業者等の多様な主体の参画を図りながら、多様な地域特性や福祉ニーズに対応した福祉活動

を促進していくとの報告を受けた。「いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり」に関しては、高齢者の就業支援や社会参加活動の促進、企業や大学などとも連携したフレイル予防や重度化防止の取組を推進するとの報告を受けた。「認知症フレンドリーなまちづくりの推進」に関しては、産学官民オール福岡で認知症フレンドリーシティを目指した取組を推進するとともに、今後、ユマニチュードをまち全体に広げる取組を加速させていくとの報告を受けた。

また、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる持続可能なまちづくりを目指す「福岡100」においては、行政だけではなく、市民や企業、大学など幅広いプレイヤーの参画を得ながら、産学官民オール福岡で取組を進めており、市民一人一人が、自分にとっての「幸せ」や自己実現に向けた行動ができる、何歳でもチャレンジできる未来のまちを目指していくとの報告を受けた。

超高齢社会への対応として、高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な運営は重要な課題であり、高齢者や家族の実態とニーズを十分に把握するとともに、福祉局と関係局の連携等による、生活交通の確保、買物や移動支援等による生活基盤づくり、福祉・介護人材の確保、高齢者の就業支援、介護予防の推進、介護保険料の上昇抑制、介護サービス基盤の整備、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりなどについて、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

2. 少子化対策に関する調査

少子化対策については、令和7年度から11年度までの5か年の計画である「第6次福岡市子ども総合計画（案）」について調査を行った。

次期計画においては、現計画が今年度末に終期を迎える中、子育てに不安や負担を感じる保護者の増加、子育てに関する支援ニーズの増加や多様化、子どもや若者が抱える悩みの多様化や複雑化などの現状と課題に適切に対応していく必要があり、また、令和5年4月に施行されたこども基本法に加え、全国的に少子化が進行する中、子どもを持つことに係る多様な価値観や考え方の尊重と少子化対策の両立が求められており、こうした社会環境の変化も踏まえ、引き続き効果的な施策を総合的、計画的に推進するため、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」という基本理念を掲げ、「すべての子どもの権利の尊重」、「すべての子ども・子育て家庭の支援」、「一人ひとりの視点に立った支援」、「必要な人へ確実に届く支援」、「社会全体での支援」の5つの基本的視点により施策の推進に取り組んでいくとの説明を受けた。

具体的には、対象者やライフステージごとに整理した4つの基本目標の下に全12の施策を掲げ、子ども施策を総合的に推進していくこととしており、目標1の「子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり」では、子どもの権利の尊重と意見表明支援、社会全体で子育てを応援する環境づくりの2つの施策を、目標2の「安心して生み育てられる環境づくり」では、妊娠前からの支援と親子の心と体の健康づくり、幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応、相談支援体制と情報提供の充実の3つの施策を、目標3の「子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり」では、子どもの様々な学び・体験機会の提供、子ども・若者が安心して過ごせる場づくり、悩みや問題を抱える子ども・若者の支援の3つの施策を、目標4の「一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり」では、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援、児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実、ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援、子どもの貧困対策の推進の4つの施策を推進していくとの説明があり、それぞれの施策ごとに取組内容について報告を受けた。

本計画は、福岡市こども・子育て審議会の審議を経て、令和7年3月に策定される予定であるが、今後、本計画に基づいて展開される様々な子ども施策について調査・検討を進めるとともに、特に、社会全体で子育てを応援する環境づくり、幼児教育・保育の充実、相談支援体制の充実、様々な体験機会の充実、悩みや問題を抱える子ども・若者の支援などについて、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。